



かとり 農業委員会だより

平成26年9月

No.24

編集・発行

香取市農業委員会

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 TEL 0478-50-1226 (0478-54-1111 内線 2871)



物件探しに10年を費やし理想の中古農家住宅に巡り会うことができました。そこには先人の知恵が隠々まで活かされています。防風林が強風から家を守ります。数カ所に井戸水の蛇口、作業小屋や外便所があります。更に柿、梅、温州みかん、柚子、キーウイ、枇杷などの樹木があります。設備も樹木も一夜にしてならずのものばかりです。この使い勝手の良さを考えられた緑多き環境が大好きです。

私は学校給食の栄養士として勤務していましたので、野菜や食材に興味がありました。栗源で自然農法を展開している方に出会ったので、そこで収穫した野菜を私が作る給食に使わせていただきましたところ、野菜本来の甘さや美味しさにびっくりしたものでした。その方は、今では私の師であります。全くの素人の私が野菜を作るのは本当に冒険ではありますが、日本は食料の6割も海外からの輸入に依存し、主食のお米でも危うい状況になつている事を危惧しております。「こまめの歯ぎしり」ですね。少しでも野菜を育て、社会の役に立たいと思っております。

出来る限り地域の行事に参加をし、皆様のお知恵をお借りできたら幸いです。

新規就農者ご紹介

第一の人生で挑戦

秋山智子さん（香取市高萩）

香取市高萩に夫婦で転居して早1年が経過しました。

東京のマンションに暮らし、約40年間、共働きをし、退職後の就農が私たちの大きな夢でした。

全国農業会議所会長表彰

香取市農業委員会



香取市農業委員会は、

「全国農業新聞」の普及推進についての功績が、顕著であったため、4月9日、東京「椿山莊」で開催された全国農業会議所主催の平成26年度全国情報会議において表彰されました。

表彰状は、当日、千葉県内の受彰団体を代表して大須賀常政会長が受け取りました。

香取地区農業委員会連合会 会長就任

大須賀常政会長が、香取地区（香取市・多古町・東庄町・神崎町）農業委員会連合会の健全に就任しました。この会は、農業委員会の健全な発展を図るとともに地区内の農業及び農民の公正な意見を公表し、上部団体である千葉県農業会議等に反映させることを目的に組織されております。併せて千葉県農業会議の常任会議員に就任となりましたので報告します。

女性農業委員の活動報告

『千葉県女性農業委員の会』に参加して

農業委員 林 藤江

『香取地域農村女性ネットワーク会議』に参加して

農業委員 伊藤はつ子

女性ネットワーク及び担当者会議が7月15日、香取農業事務所に於いて行われました。

『農山漁村いきいきアドバイザー』である指導農業士・市原清氏による「農業経営発展に向けた家族経営協定の活用」という題で講演をしていただきました。市原さんは農業経営に熱心な方で、高校卒業後に就農し生産と販路拡張に積極的に取り組み、素晴らしい成果を成し遂げられました。また、若手農業者の活動強化にご尽力され、地域農業発展へも貢献されました。

近代的農村生活を送る基本として、話し合いを決して責任を持つて実行し、お互いを尊重し合う共同的な経営をする事が必要であるとお話しされました。

また、農業事務所より「香取地域における第3次千葉県男女共同参画計画の推進」について話され、活力ある農山漁村の実現に向け女性の参画を推進していくとの事でした。

改めて、家族経営協定とはこれから農業にやりがいを持って働くために、家族みんなで話し合い出来る事からひとつずつ始め、経営を充実させ、ひとりのある暮らしの為に必要なものではないかと強く思いました。

この家族経営協定を理解していただき、活性につながればよいと思います。

大須賀常政会長が、香取地区（香取市・多古町・東庄町・神崎町）農業委員会連合会の健全に就任しました。この会は、農業委員会の健全な発展を図るとともに地区内の農業及び農民の公正な意見を公表し、上部団体である千葉県農業会議等に反映させることを目的に組織されております。併せて千葉県農業会議の常任会議員に就任となりましたので報告します。

今年度、第1回女性農業委員の会が8月5日千葉県庁会議室に於いて開催されました。県内多くの地域で農業委員会委員選挙が行われ、改選後、初の会合となりました。

女性農業委員の状況報告（8月5日現在）になりますが、県内53委員会のうち29委員会で52名が活動、県内初の女性農業委員会会長の誕生（全国でも少ない）の明るいニュースも報告されました。すべての委員会に女性の登用をお願いしていますが、なかなか進まないようです。その後、平成26年6月24日閣議決定された「規制改革実施計画」の勉強会において、農業分野の規制改革の観点と重点事項として、

① 農地中間管理機構の創設

- ② 農業委員会等の見直し
- ③ 農地を所有できる法人の見直し
- ④ 農業協同組合の見直し

これらを中心に農業会議事務局からの説明を受け、意見交換、県内各委員会の様子等を知る事ができ、充実した熱い一日でした。



農地の売買について 農業経営基盤強化促進法による所有権移転のメリット

農地を耕作目的で売買・交換する場合、農地法の許可を受けるか、農業経営基盤強化促進法による手続きを取る必要があります。いずれも農業委員会へ手続きを取らないと農地の所有権移転はできません。

	農地法	農業経営基盤強化促進法
農地の要件	・特に要件なし	・農用地区域内にある農地
買受人の要件	・50a以上の経営面積 ・経営農地を全て適切に管理していること ・常時農業従事者(年間150日以上)など※	・農業委員会が定める基準面積以上の経営面積(稲作農家の場合、155a) ・農業によって自立しようとする意欲と能力を有し、農業生産の中核的担い手となる農業を営む者など※

※詳細は農業委員会まで

農業経営基盤強化促進法による所有権移転は、優良農地（農用地区域内農地）を意欲ある担い手に効率よく集積していくことを目的としています。この制度を活用することで、売渡人・買受人双方がメリットを受けることができます。

	農地法	農業経営基盤強化促進法
【売渡人】譲渡所得税の軽減	特になし	売買価格から800万円の特別控除
【買受人】所有権移転の登記	許可後、申請者が行う	農業委員会が行う（嘱託登記）
【買受人】登録免許税の軽減	特になし	税率15/1000から8/1000に軽減
【買受人】不動産取得税の軽減	特になし	課税標準額の1/3を軽減

農地の交換の場合も、双方が要件を満たしていれば、農業経営基盤強化促進法による手続きが活用できます。

農作業標準賃金・機械作業料金

1. 農作業標準賃金(平成26年度)

作業種目	契約種別	標準賃金(円)	備 考
水田作業	1日	9,900	実労働時間 8時間
畑作業	1日	8,200	実労働時間 8時間
果樹収穫作業	1日	7,700	実労働時間 8時間

2. 水田機械作業標準料金(平成26年度)

作業種目	契約種別	標準料金(円)	備 考
耕起	トラクター	10a請負	6,000
代かき	トラクター	10a請負	6,200 (1)仕上げの料金 (2)ドライブハロー使用 (3)ロータリーを使用の場合は上の耕起料金に準ずる。
畦塗り	トラクター	10a請負	36 (1)標準料金額は1m当たりの料金であり、100mを基礎に算出
植付	田植機	10a請負	7,100 (1)稚苗植の額 (2)苗費は含まない。
刈取脱穀	コンバイン	10a請負	17,100 (1)乾燥場までの粉運搬は含まず。 (2)乾燥場までの粉運搬費は粉運搬コンテナを使用する場合、10a当り900円である。
乾燥調整		60kg当り	2,800 (1)粉摺料金の640円を含む。
育苗		1箱当り	780 (1)稚苗(硬化苗)の額

*乾燥調製、育苗を除く作業はオペレーター1人付料金

注 上記の標準賃金並びに標準作業料金については、千葉県農業会議の開示資料に準拠しております。

農地の 売買・転用等の 申請受付期間 並びに 総会予定表

年 月	受 付 期 間	総会開催日
平成26年10月	6日(月)～10日(金)	22日(水)
11月	6日(木)～10日(月)	21日(金)
12月	8日(月)～10日(水)	18日(木)
平成27年1月	6日(火)～ 9日(金)	22日(木)

※市役所の閉庁日・閉庁時間を除く。なお、上記の内容は香取市ホームページ「農業委員会事務局からのお知らせ」にも詳しく掲載されています。

老後の備えは農業者年金がサポートします！

女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を！

★老後の備えは万全ですか？

日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

農業者年金は女性農業者の長い老後をしっかりサポートします。

★家族経営協定を結ぶことにより保険料の国庫補助が受けられます。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んで農業経営に参画している配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方（40歳未満）には、保険料の補助（月額最高1万円、期間は最長20年間）が受けられます。

農業者年金は女性の農業経営への参画をしっかり応援します！

★保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。

また、終身年金で80歳までの保障付きです。

農業者年金は公的年金であるため、支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

さらに、将来受け取る年金は、公的年金控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

年金は生涯支給されますが、仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

農業者年金は家計をサポートします。

農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人ひとりの備えが大切です。

農業者年金の内容やご相談については、農業委員会が最寄りのJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金 ☎03-3502-3199

全国農業新聞を購読しよう

『全国農業新聞』は、農家のために農業経営や暮らしの情報を提供しています。

毎週金曜日発行で、購読料は月600円

です。
(平成27年4月より700円に改定)
申込は、地元農業委員または事務局まで
お願いします。

編集後記

香取市大角に設置された、ファームサポートかとり（株）TMRセンターを視察する機会がありました。このセンターは酪農家5戸で構成され、稻WCSを活用した耕畜連携を進めているのも大きな特徴です。稻作農家は水田を水田として活用しながら転作に取り組め、酪農家は良質な国産粗飼料を安定して入手できる。稻WCSが240キログラムで地区、地域において相互補完ができる仕組みづくりや、人・農地プランの取り組み等、これからの農業について改めて考えさせられました。

副編集長 飯森茂